

R 7 高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱の主な改正内容

■ 交付要綱

○ 第 8 条（事業期間の延期）を追加

事業が予定の期間に完了しない場合、事業期間延期届出書の提出について記載

○ 第 9 条～第 16 条

第 8 条追加に伴う修正（条番号、様式番号）

■ 別表

○ 事業区分 4．軟弱地盤対策のメニュー拡充に伴う追加

新メニューとして、基礎丸太杭による軟弱地盤対策を追加。基礎丸太杭は、皮剥ぎ加工が施されたものとし、高知県産の木材を活用すること。補助率は、事業費の 2 分の 1 以内（上限 50 万円）

○ 併用住宅（事務所及び店舗等を兼ねた住宅）における補助対象経費を追加

併用住宅における非住宅部分の補助対象経費について、対象建築物の延べ面積比按分から算出することを記載。ただし、非住宅部分で補助条件を満たす場合に限る。

○ 区分 1 と 2 で得た設計成果による確実な建築工事の実施と反映を追記

設計補助を受けた設計成果に基づき、工事を確実に実施してもらうことで事業目的の非住宅建築物の木造化を推進する。

○ 注意書きの順番を整理

補助条件及びその他の記載について、内容毎に順番を整理。

■ 要綱様式

○ 第 3 号様式第 8 条関係

事業期間延期届出書を追加

○ 第 6 号様式第 11 条関係

県産材の使用量が分かる資料について、合法木材証明による高知県産材の確実な使用確認をおこなうため、出荷証明書等の提出を明記

○ 軟弱地盤対策の追加に伴う項目の追加

○ その他、表記上の修正（元号「令和」の削除等）

R 7 高知県非住宅建築物木造化促進事実施要領の改正内容

■実施要領

○第1（趣旨）

交付要綱第8条追加に伴う修正（条文中の条番号）

○第8（高知県環境不動産に係る上限加算）を追加

環境不動産の認定に至らずに、上限加算が利用されることを防止するため。

○第9（県及びCLT建築推進協議会への協力）を追加

木造及び木質化事例の見学会等を通じて、PRをおこなうことで県産材の利用促進を図る。

■要領様式

○軟弱地盤対策の追加に伴う様式の修正

○その他、表記上の修正（元号「令和」の削除等）